

6. UPZ内における対応

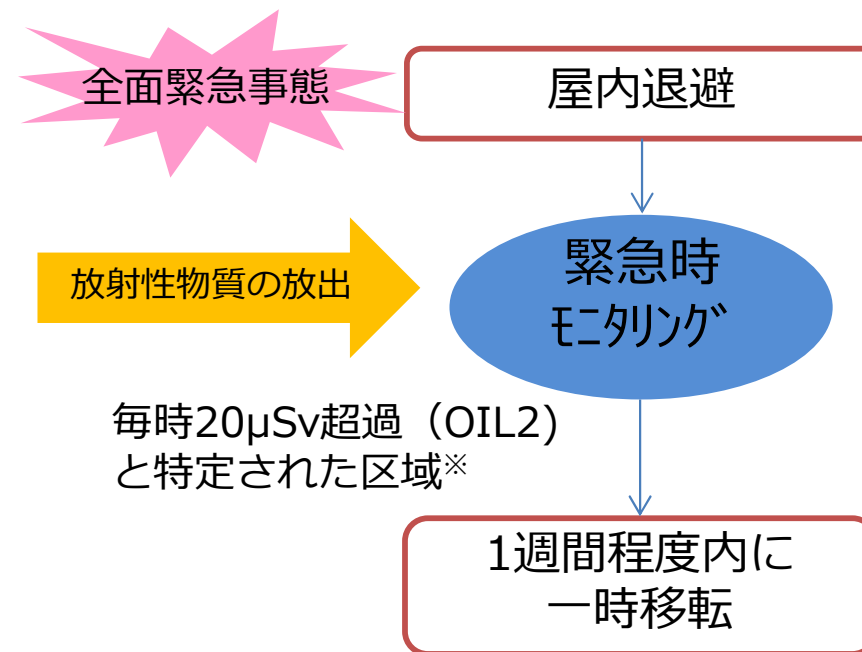
<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民(避難行動要支援者を含む)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



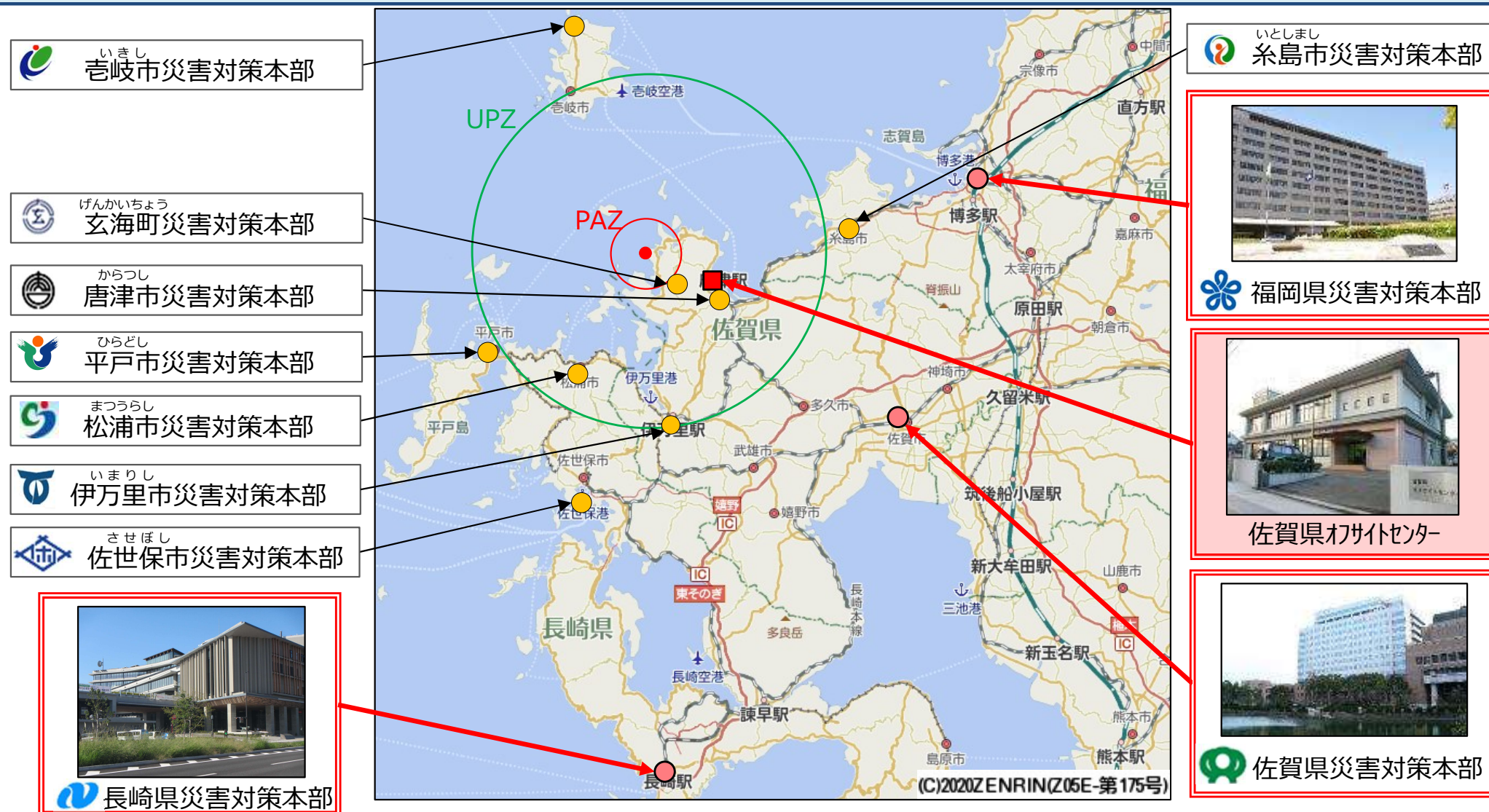
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

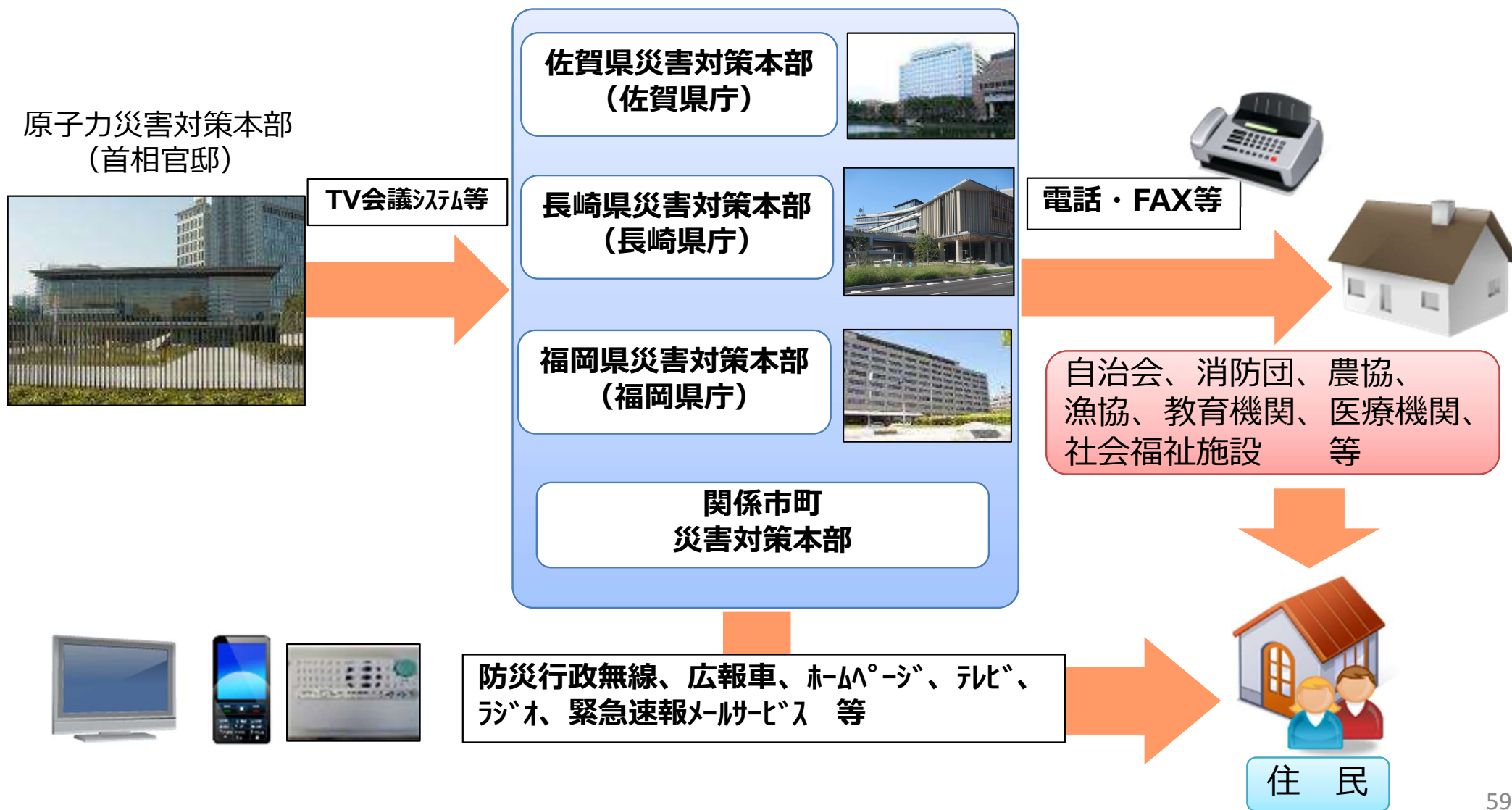
一時移転等に備えた関係者の対応

- 佐賀県、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町(唐津市及び伊万里市を除く)は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 佐賀県、長崎県、福岡県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 佐賀県、長崎県は、住民の一時移転等に備え、船会社に旅客船等の派遣準備を要請。また、糸島市は市営渡船、福岡県は県の所有船の派遣準備を開始。



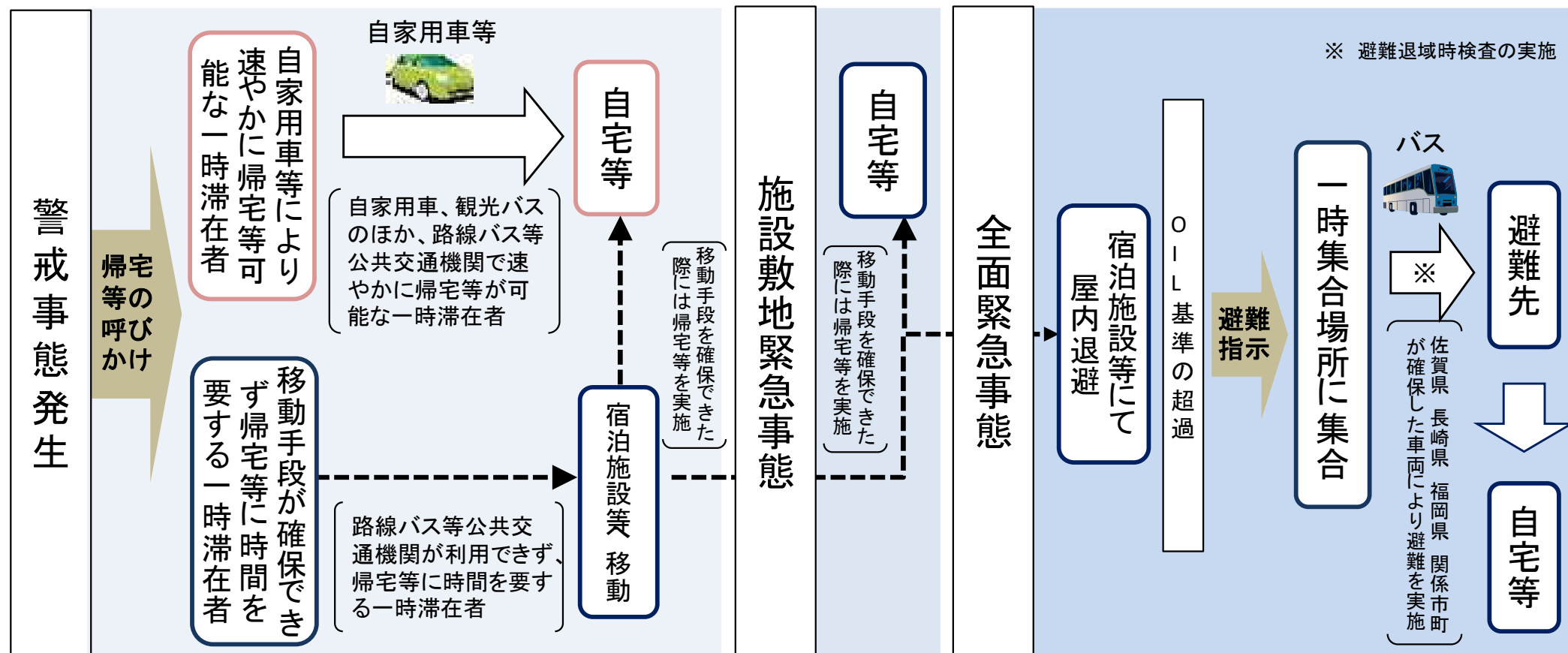
一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



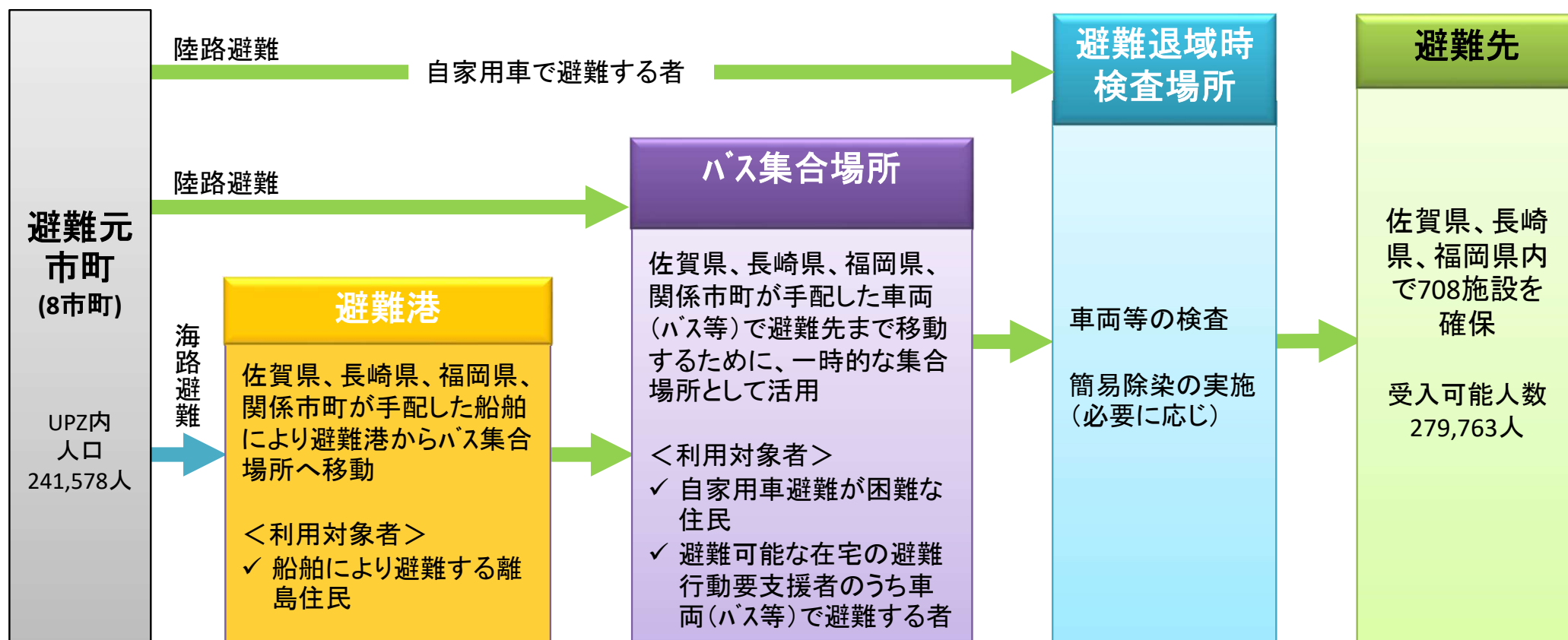
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務（避難所の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等）の調整を行った上で、一時移転等を実施。
- なお、あらかじめ指定している避難所が使用出来ない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が関係市町と調整して、代替の避難所を確保。

＜UPZ内住民の一時移転等の基本フロー＞



UPZ内住民の一時移転等②

県名	市町名 ※ () は対象人口	避難先 ※ () は受入可能人数
佐賀県	げんかいちょう 玄海町 (2,026人)	おぎし 小城市 (2,365人) 合計 (2,365人)
	からつし 唐津市 (115,284人)	こうほくまち 江北町 (1,863人)、しろいしちょう 白石町 (7,249人)、たくし 多久市 (5,732人)、おおまちちょう 大町町 (2,912人)、おおまちなちやう 佐賀市 (50,957人)、おぎし 小城市 (7,586人)、かんだぎし 神埼市 (8,835人)、かみみねちやう 上峰町 (3,098人)、とすし 鳥栖市 (11,833人)、きやまちやう 基山町 (4,057人)、みやきちやう みやき町 (10,124人)、よしのがりちやう 吉野ヶ里町 (3,952人) 合計 (118,198人)
	いまりし 伊万里市 (53,734人)	たけおし 武雄市 (20,493人)、かしまし 鹿島市 (10,707人)、うれしのし 嬉野市 (11,076人)、ありたちやう 有田町 (8,675人)、たらちやう 太良町 (7,723人) 合計 (58,674人)
	佐賀県内の自治体では約26万人分の指定避難所等を指定済み。	
長崎県	まつうらし 松浦市 (21,922人)	ひがしそのぎちやう 東彼杵町 (20,009人)、かわたなちやう 川棚町 (9,213人)、はさみちやう 波佐見町 (5,580人) 合計 (34,802人)
	させほし 佐世保市 (9,339人)	させほし 佐世保市南部 (13,550人) 合計 (13,550人)
	ひらどし 平戸市 (10,188人)	させほし 佐世保市西部 (9,070人)、ひらどし 平戸市南部 (5,055人) 合計 (14,125人)
	いきし 壱岐市 (14,292人)	いきし 壱岐市北部 (21,916人) 合計 (21,916人)
長崎県内の自治体では約46万人分の指定避難所を指定済み。		
福岡県	いとしまし 糸島市 (14,793人)	ちくしのし 福岡市 (10,215人)、あさぎし 筑紫野市 (700人)、かすがし 春日市 (701人)、おおのじやうし 大野城市 (600人)、むなかたし 宗像市 (330人)、だざいふし 太宰府市 (500人)、こがし 古賀市 (400人)、ふくつし 福津市 (400人)、なかがわし 那珂川市 (687人)、うみまち 宇美町 (300人)、ささぐりまち 篠栗町 (200人)、しめまち 志免町 (300人)、すえまち 須恵町 (200人)、しんぐらまち 新宮町 (200人)、ひさやままち 久山町 (100人)、かすやまち 粕屋町 (300人) 合計 (16,133人)
	福岡県内の自治体では約97万人分の指定避難所を指定済み。	
3県計	7市1町 (241,578人)	20市19町 合計 (279,763人)

※避難先の受入可能人数は、現時点で自治体間で合意している数値。

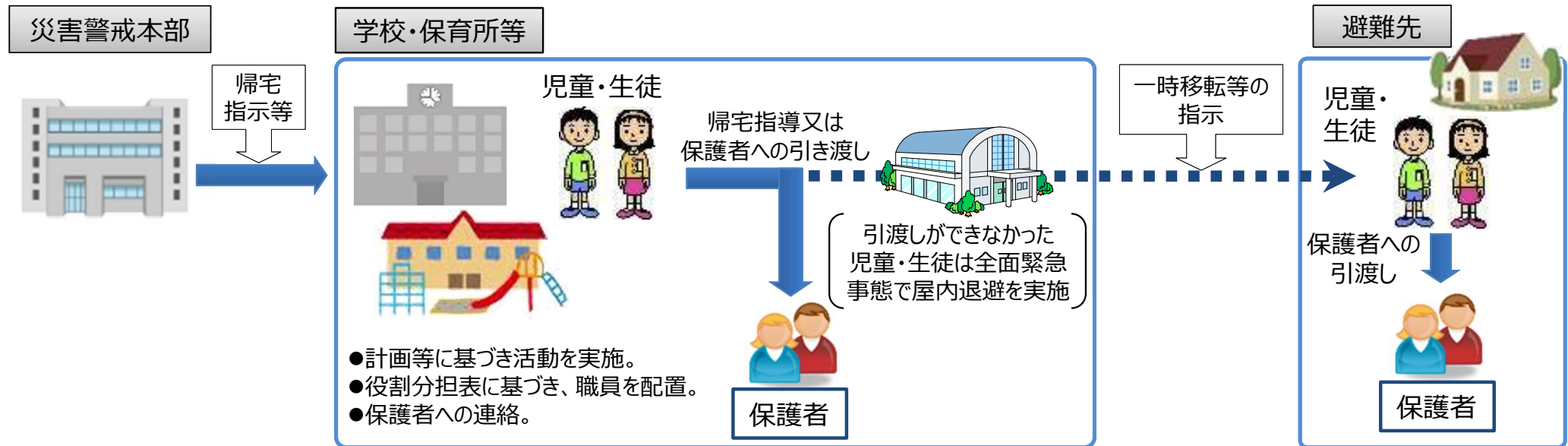
※あらかじめ定めている避難先施設へ避難できない場合には、県などが調整し、県内の他の指定避難所等へ避難を実施。

UPZ内住民の一時移転等③

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

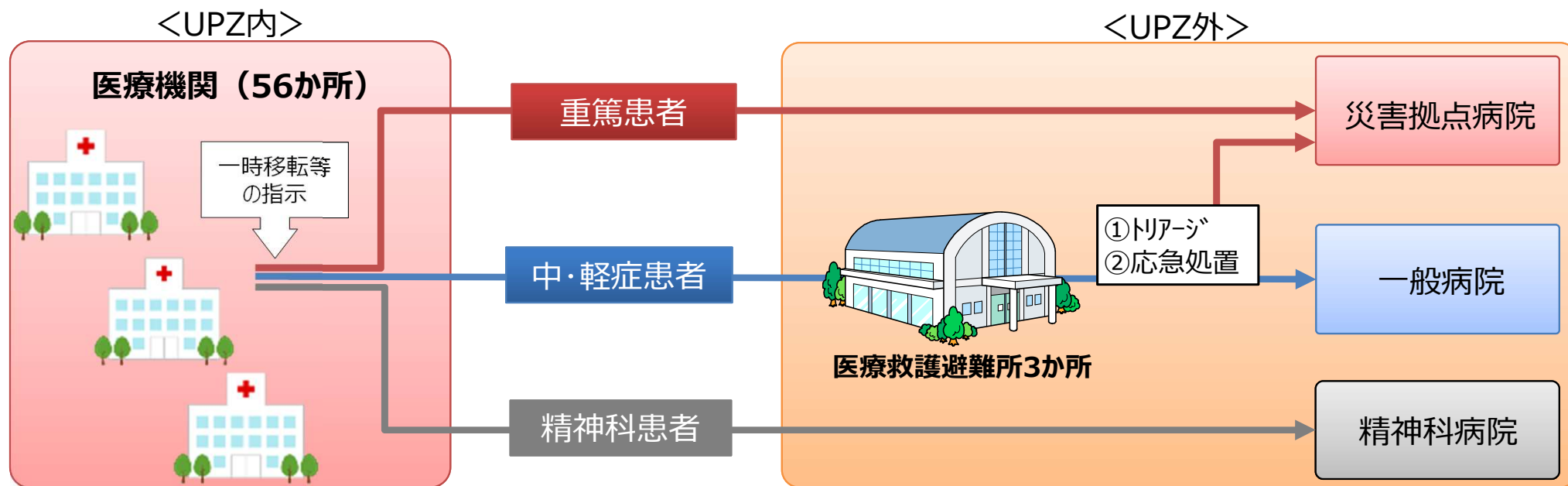


- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。



UPZ内の教育機関数	佐賀県		長崎県		福岡県		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	96	6,953人	41	2,010人	6	409人	143	9,372人
小学校	49	9,695人	26	3,086人	4	700人	79	13,481人
中学校	27	5,016人	15	1,584人	4	745人	46	7,345人
義務教育学校	2	629人	-	-	-	-	2	629人
高等学校	12	5,101人	3	917人	-	-	15	6,018人
特別支援学校	3	259人	1	15人	-	-	4	274人
合計	189	27,653人	86	7,612人	14	1,854人	289	37,119人

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての医療機関(56施設3,470人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、佐賀県が調整し、重篤患者は災害拠点病院へ、精神科患者は精神科病院へ、中軽症患者は県が指定する医療救護避難所に移動し、その後、受入れ先となる医療機関へ搬送。
- 受入れ先は、受入れ先確保のマッチングフローに基づき、佐賀県が県内の医療機関と調整して確保するほか、必要に応じて、長崎県・福岡県に受入れ先確保の協力を依頼し、各県の医療機関の中から受入れ先を確保。



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	56か所	3,470人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	282か所	3,787人

受入れ先確保のマッチングフロー

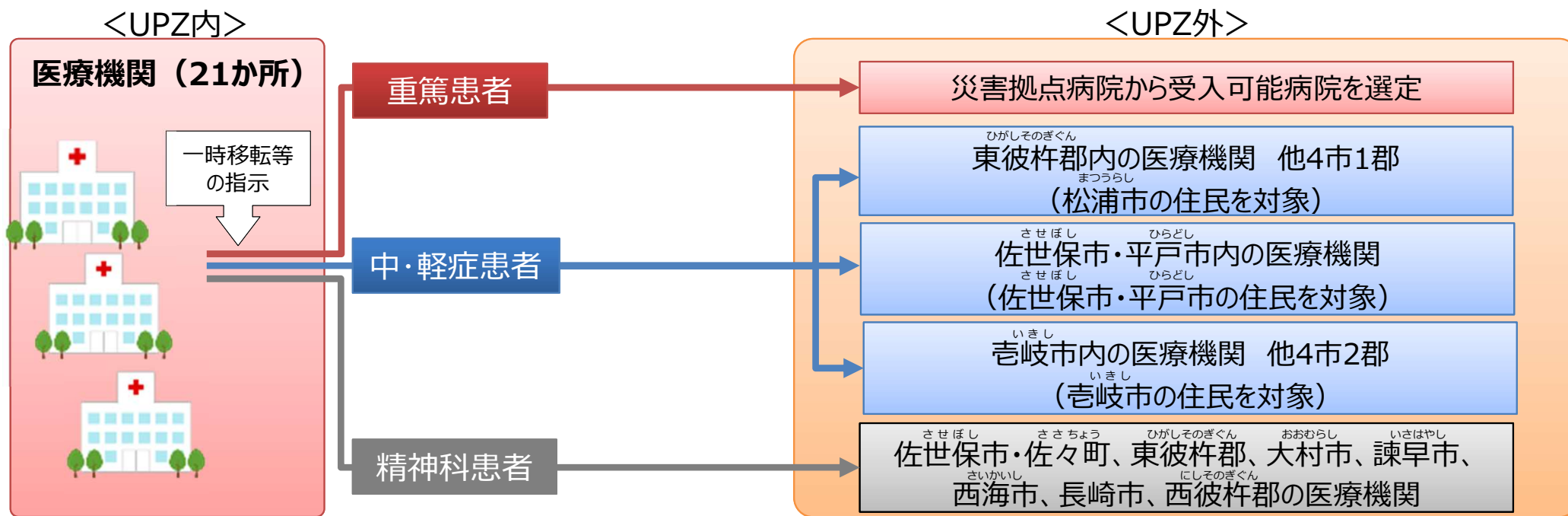
① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、県は避難先候補医療機関に対し、避難の受入れを要請し、調整の上、避難先を確保。

①' また県は自県内での受入れが困難な場合など、必要に応じて、長崎県及び福岡県に対しても受入れ先確保の協力依頼を行う。

② 県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関及び避難ルート等を連絡

③ 一時移転等の実施

- ▶ 長崎県では、UPZ内にある全ての医療機関(21施設1,620人)において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、長崎県が調整し、重篤患者の受入可能病院を選定するとともに、精神科患者及びそれ以外の入院患者については、あらかじめ選定された市町の医療機関の中から受入先を選定。
- ▶ 受入先は、受入先確保のマッチングフローに基づき、長崎県が県内の医療機関と調整して確保。



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院・有床診療所)	21か所	1,620人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	358か所	2,002人

受入先確保のマッチングフロー

① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、救急医療情報システム等を活用し、避難先を調整し、避難先の情報を避難元に連絡。(避難元から県に対し、必要に応じ、車両等の手配を依頼し、県は、関係機関に依頼。)



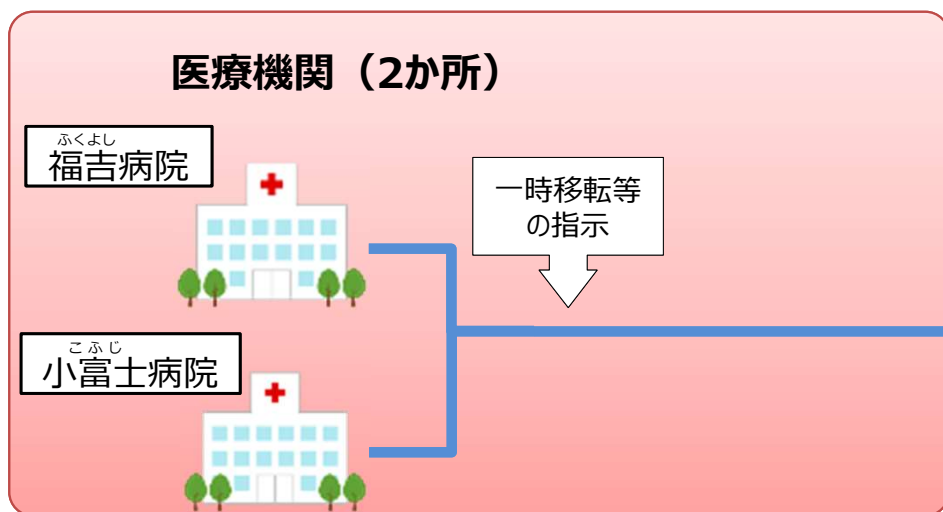
② 県は、救急医療情報システム等を活用し、避難先へ受入れの準備を依頼。



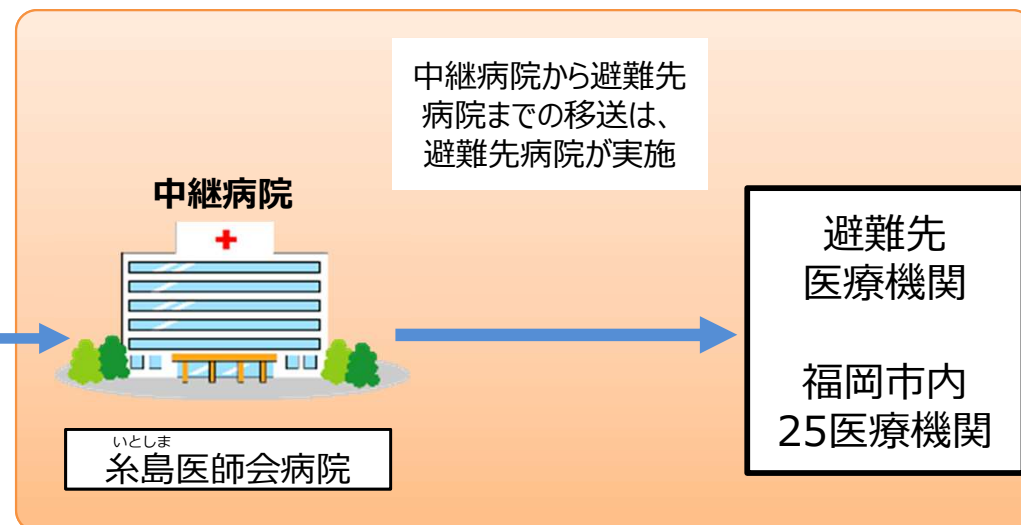
③ 一時移転等の実施

- 福岡県では、UPZ内にある全ての医療機関(2施設115人)において、個別の避難計画を作成し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、中継病院を経由して避難先医療機関へ移送。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先医療機関が使用できない場合等には、福岡県が受入れ先を調整。

<UPZ内>



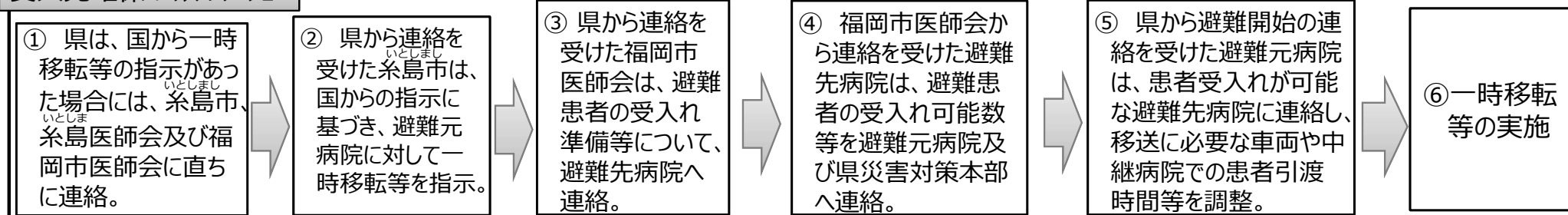
<UPZ外>



UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関 (病院)	2か所	115人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	25か所	121人

受入先確保のマッチングフロー



- 佐賀県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(230施設5,138人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、佐賀県が受入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	193	4,679人
障害福祉サービス事業所等	35	411人
児童養護施設	2	48人
合 計	230	5,138人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外 (県内17市町) >

受入施設数	受入可能人数
267	4,731人
19	411人
2	48人
288	5,190人

- 長崎県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(67施設1,727人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、長崎県が受入れ先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員等
介護保険施設等	50	1,452人
障害福祉サービス事業所等	17	275人※
児童養護施設	該当なし	該当なし
合計	67	1,727人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外(県内8市町)>

受入施設数	受入可能人数
62	1,452人
11	275人
—	—
73	1,727人

※ 障害福祉サービス事業所の入所定員428人のうち、153人は施設敷地緊急事態で家族へ引渡し。残りの引渡しができない入居者275人はあらかじめ確保している避難先施設に避難。

- 福岡県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等(6施設387人)については、施設ごとの避難計画を作成し、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、福岡県が受入れ先を調整。

< UPZ内 >

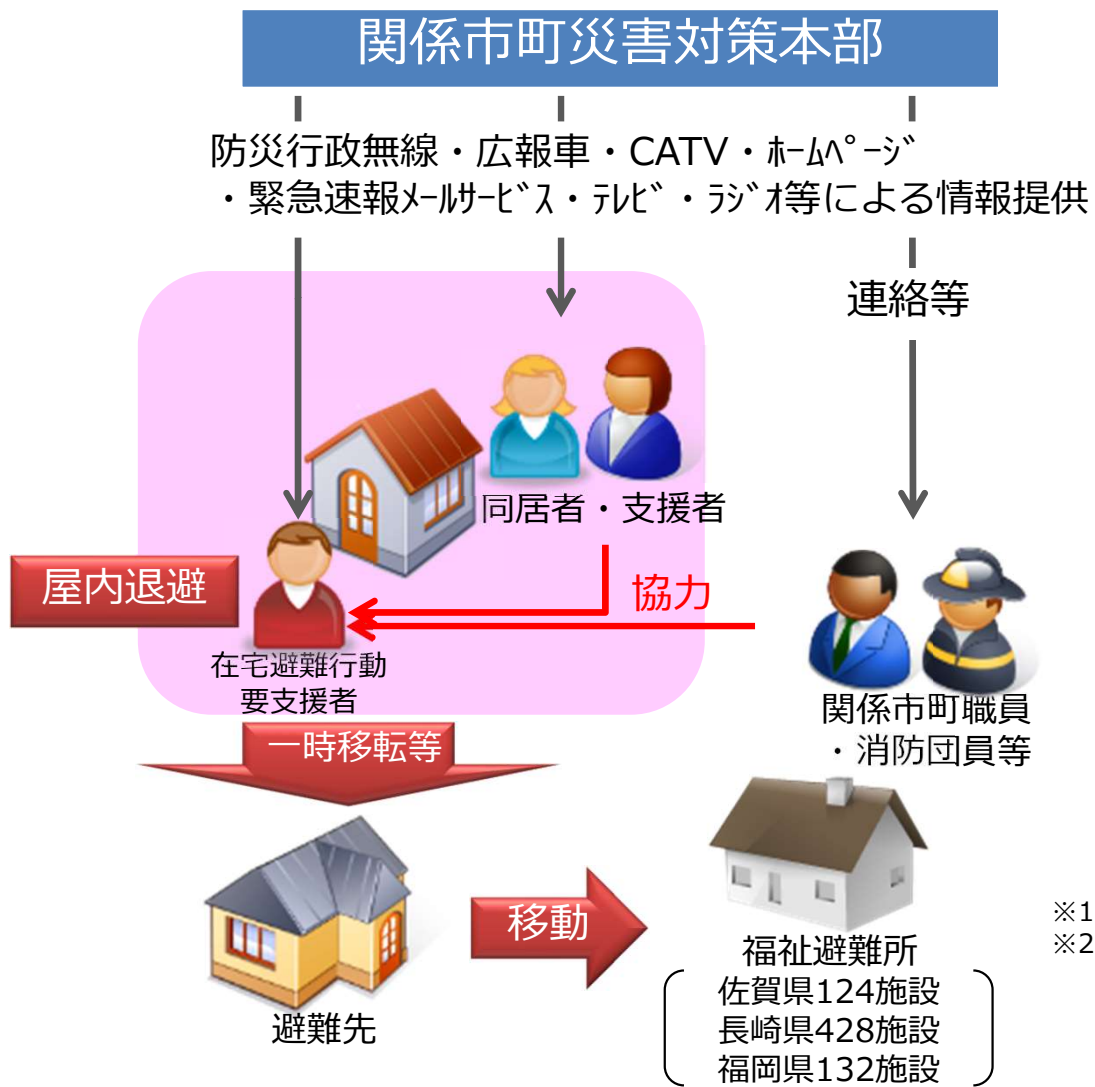
施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	5	327人
障害福祉サービス事業所等	1	60人
児童養護施設	該当なし	該当なし
合 計	6	387人

施設ごとの
避難先を確保

< UPZ外 (県内10市町) >

受入施設数	受入可能人数
25	395人
12	78人
—	—
37	473人

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等（九州電力が配備する福祉車両を含む）で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

		UPZ内
佐賀県	玄海町	272人 (99人)
	唐津市	5,533人 (2,624人)
	伊万里市	2,211人 (430人)
小計		8,016人 (3,153人)
長崎県	松浦市	1,677人 (813人)
	佐世保市	542人 (286人)
	平戸市	98人 (98人)
	壱岐市	1,825人 (1,825人)
小計		4,142人 (3,022人)
福岡県	糸島市	2,588人 (2,588人)
合計		14,746人 (8,763人)

※1 () 内は支援者有り
 ※2 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

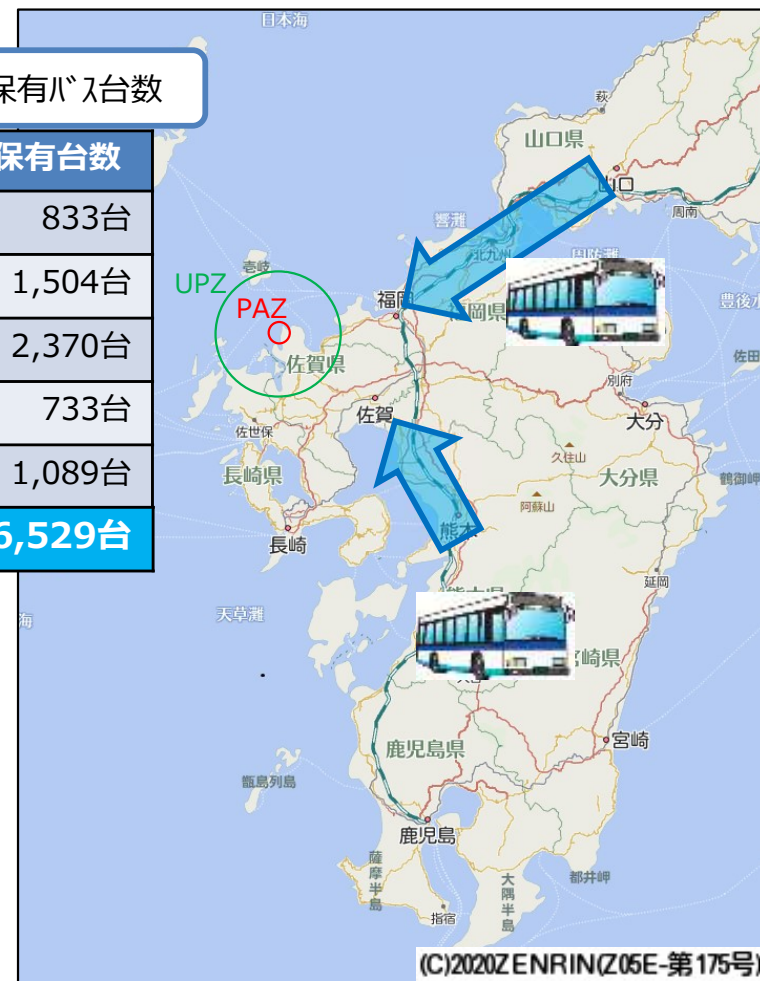
UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ内の一時的移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社		保有台数
佐賀県	24社	672台
長崎県	46社	2,058台
福岡県	30社	3,364台

九州・山口各県保有バス台数

県名	保有台数
大分県	833台
熊本県	1,504台
鹿児島県	2,370台
宮崎県	733台
山口県	1,089台
計	6,529台

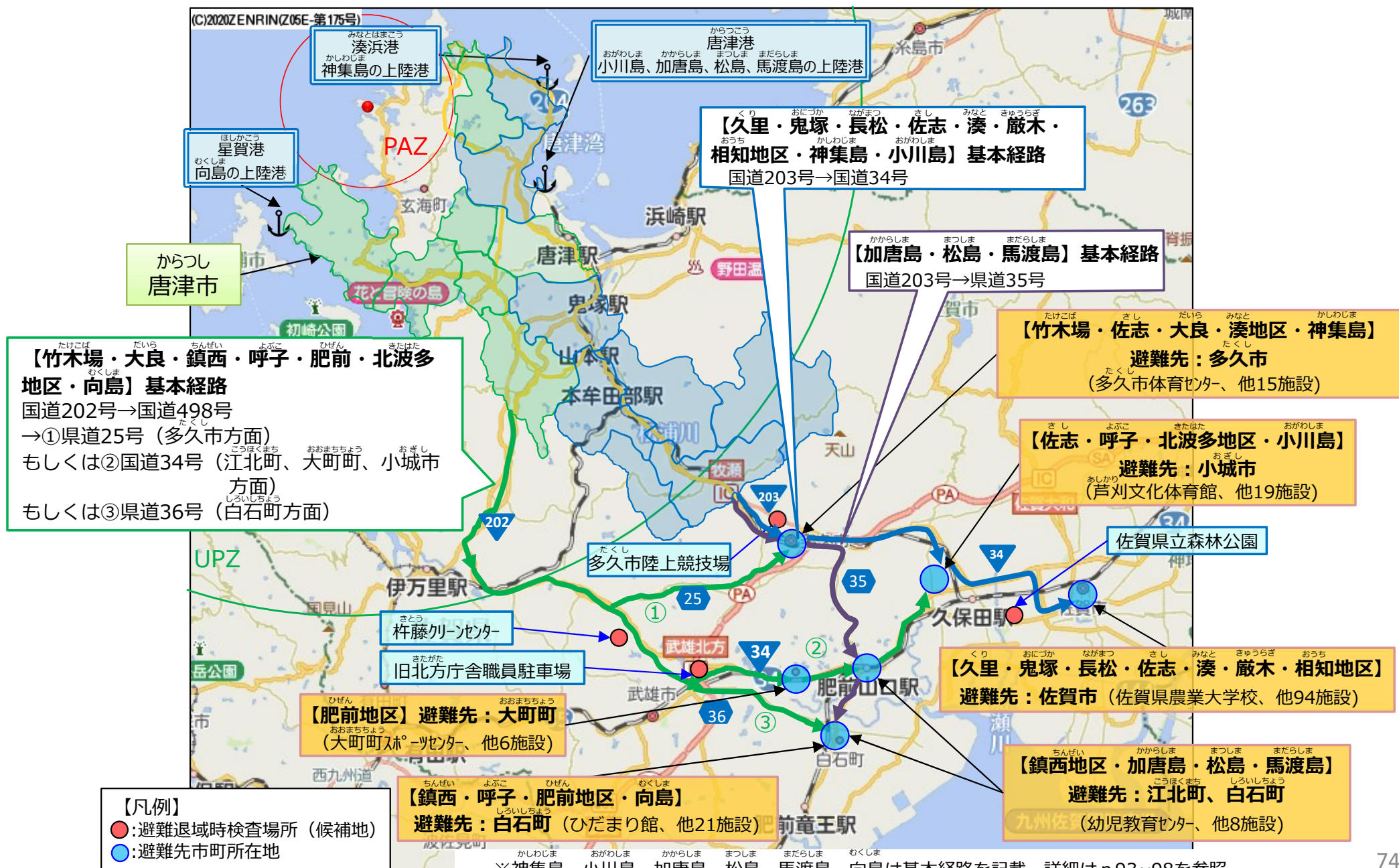


※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- 唐津市の浜玉地区の浜崎小学校校区、鏡・半田・宇木地区の鏡山小学校校区、東唐津地区の東唐津小学校校区（以下、福岡県経由避難地区という）の住民は、西九州自動車道を利用し福岡県を経由して、佐賀県東部地区に避難を実施。

(※)道路交通情報や現地確認情報から大きな渋滞が現に発生している場合や発生することが容易に想定される場合は、佐賀県内の主要幹線道路(国道323号、国道203号等)の避難を採用する。また佐賀県災害対策本部は住民に対して福岡県経由の避難をしないように緊急速報メールを利用して呼びかけ、主要な交差点やICにおいて佐賀県の主要幹線道路への誘導を行う。

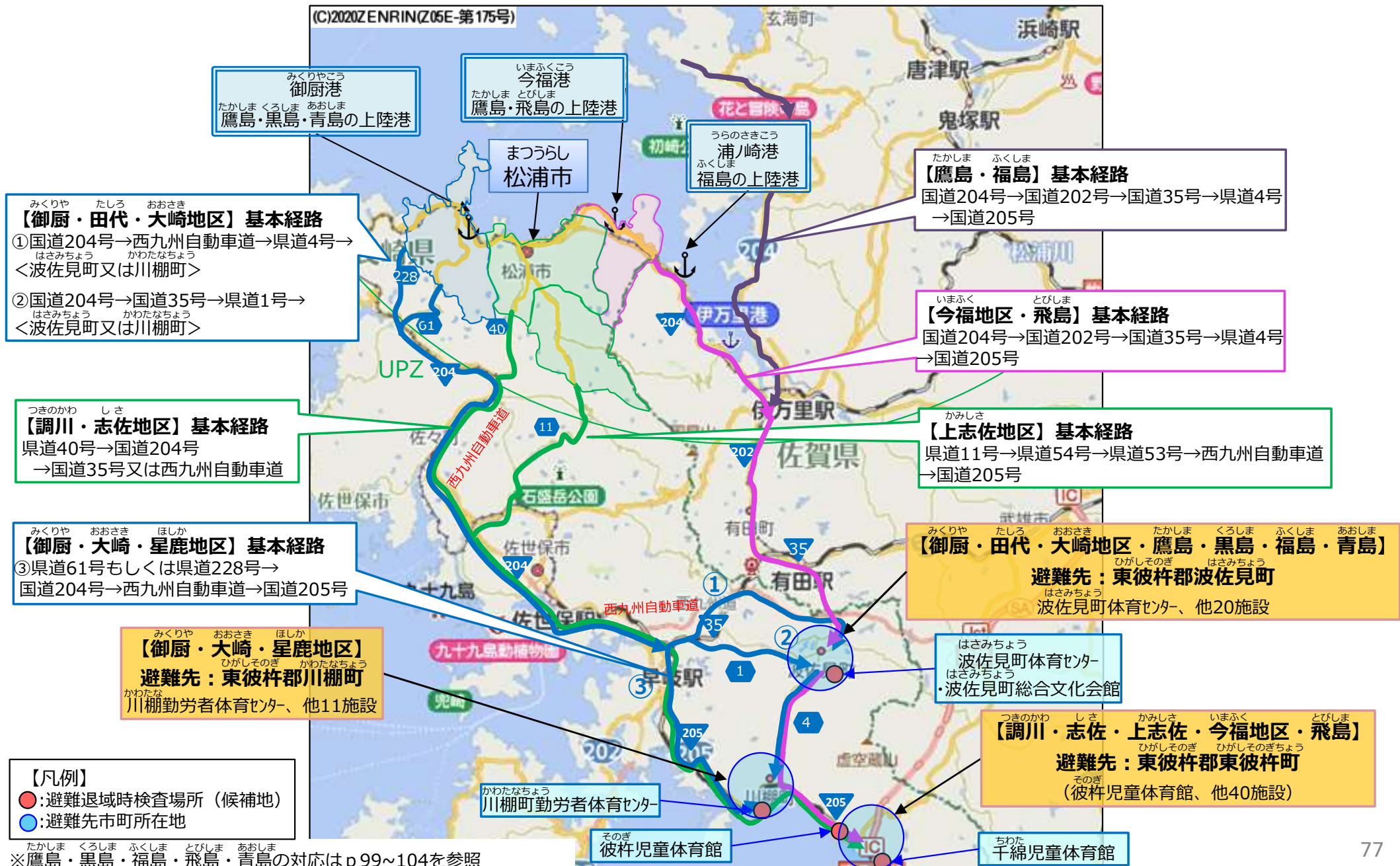


佐賀県伊万里市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



▶ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



いきし 長崎県壱岐市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

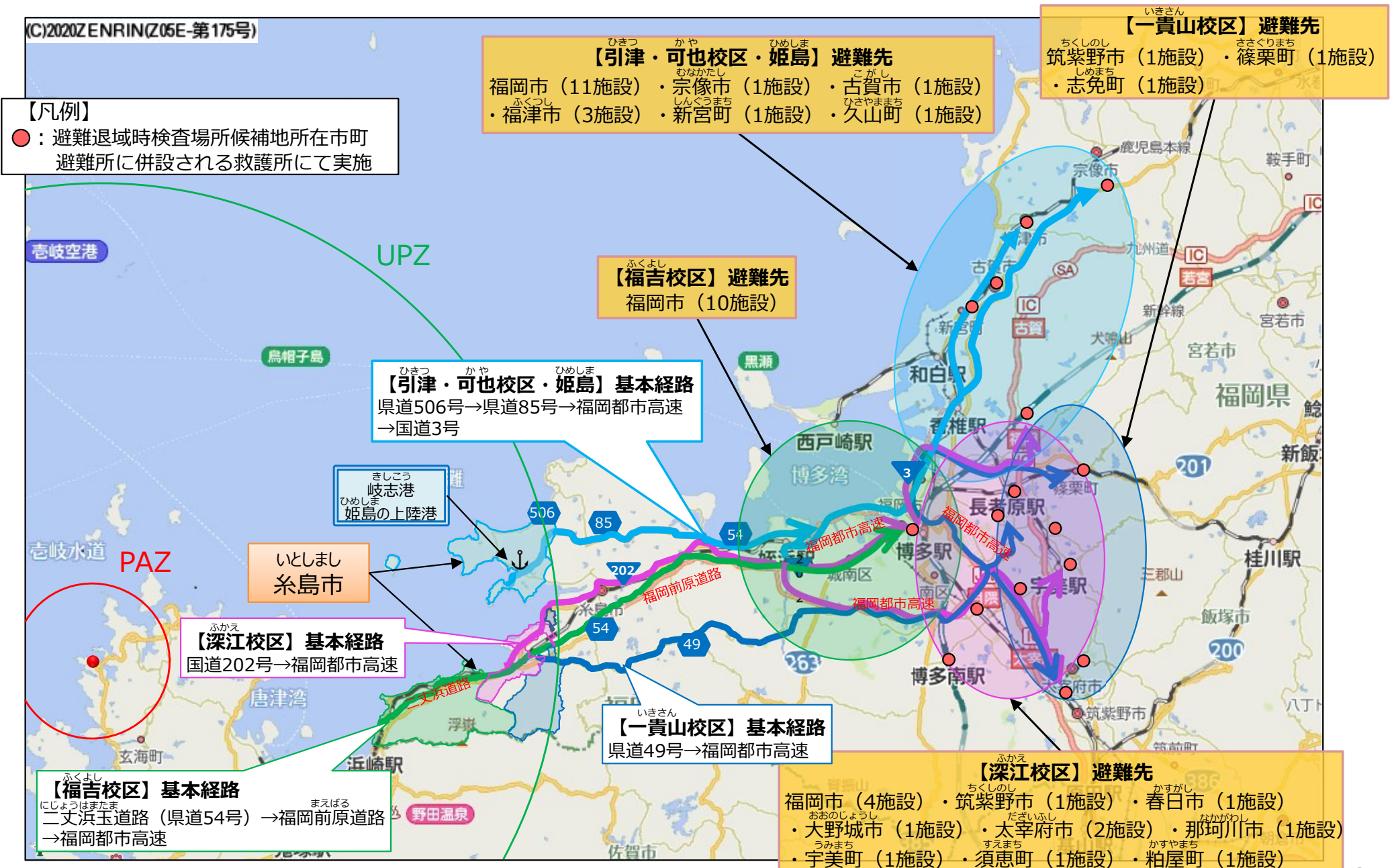
▶ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※壱岐島・三島地区 (大島・長島・原島) の対応は p 108 を参照。

福岡県糸島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

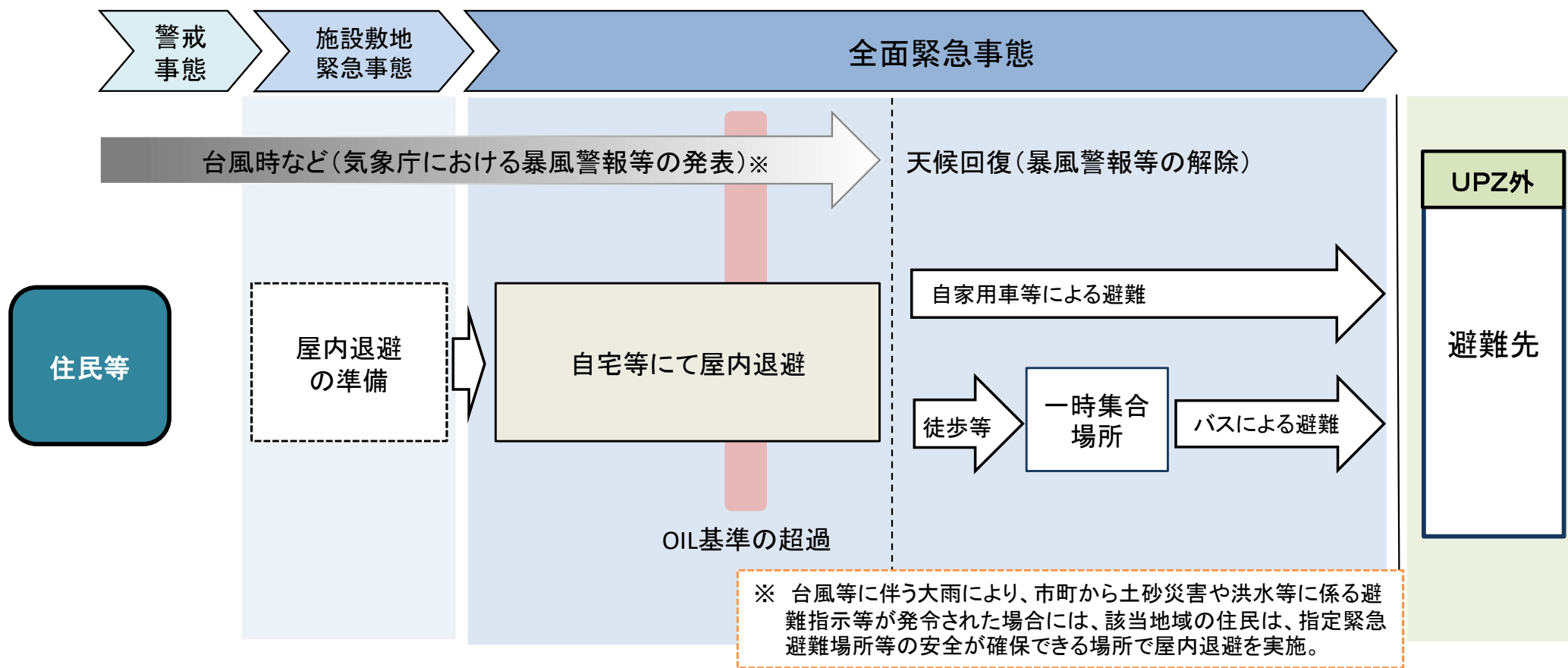
▶ 予め避難経路を複数設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※姫島の対応はp109を参照

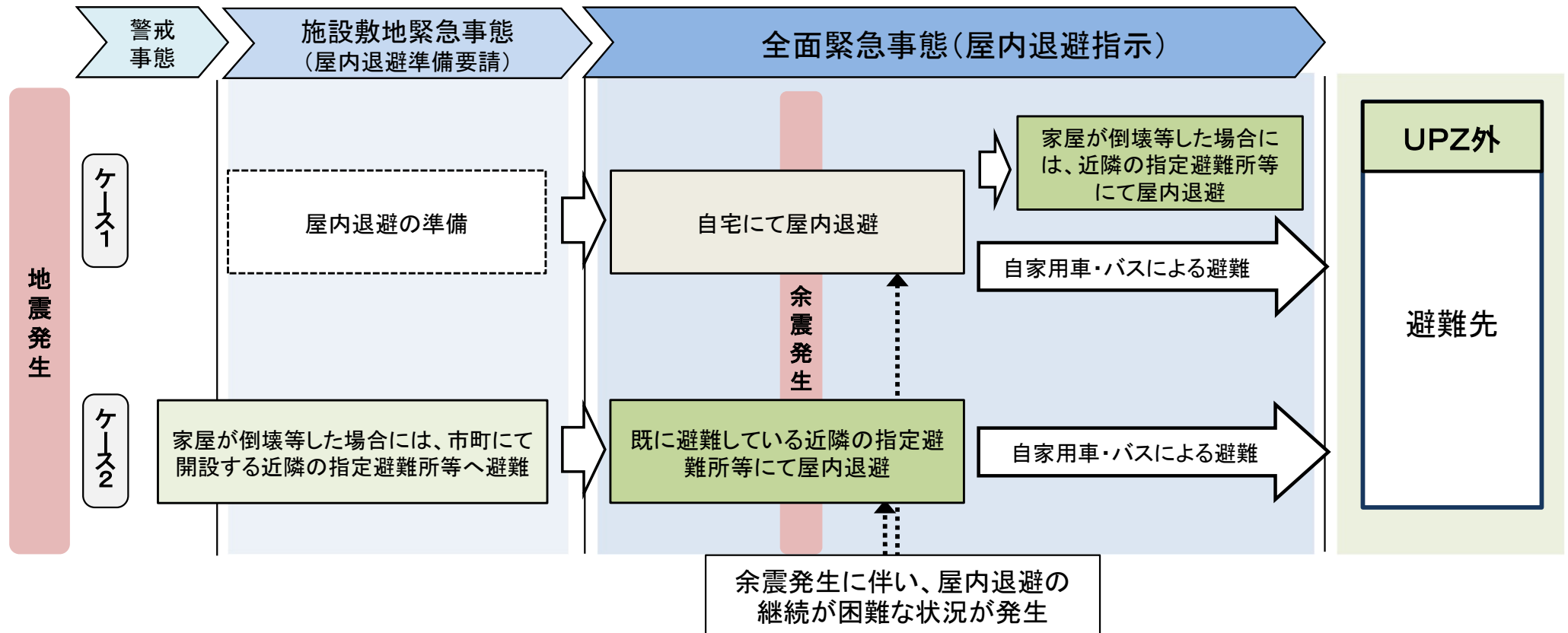
- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

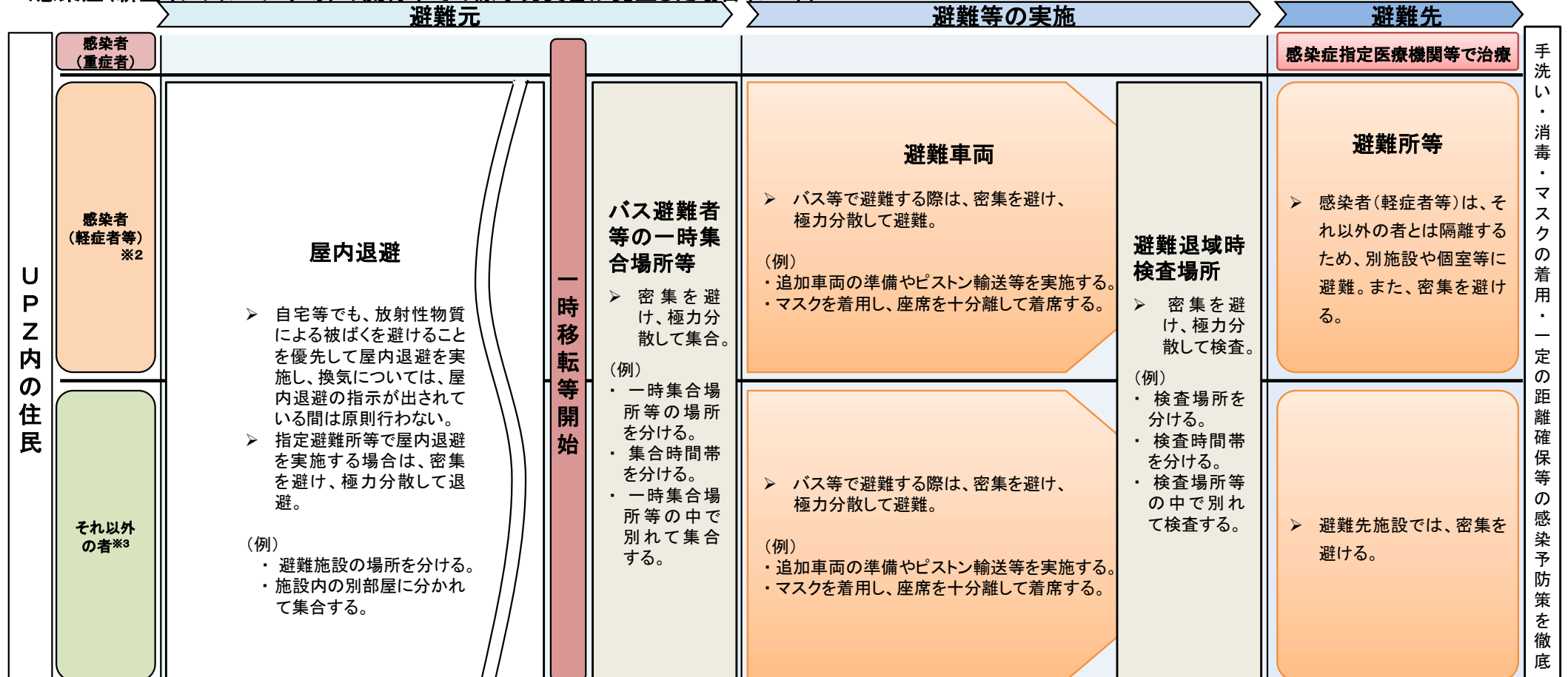
<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※ 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。
- 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、佐賀県、長崎県、福岡県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定を締結。

㉑九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定

(佐賀県:平成23年3月7日、長崎県:平成23年3月3日
福岡県:平成23年4月26日)

【対象】

国土交通省九州地方整備局、
佐賀県土木部
長崎県土木部
福岡県県土整備部

【応援内容】

- ①施設の被害状況の把握
- ②情報連絡網の構築
- ③現地情報連絡員(リゾン)の派遣
- ④災害応急措置
- ⑤その他必要と認められる事項

㉒九州・山口9県災害時応援協定 (平成23年10月31日)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県、山口県

【応援内容】

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に係るもの

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条
第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの
に係るもの

- ①検体検査
- ②マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ③その他応援のため必要な事項

㉓関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災府県が要請した措置

㉔全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要の要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要の要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケーシングカー、ボランティアの斡旋
- ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集等
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
- ④前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

㉕原子力災害時の相互応援に関する協定 (平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時Eリング 資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
- ②職員の派遣
 - ・緊急時Eリング 関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員

